

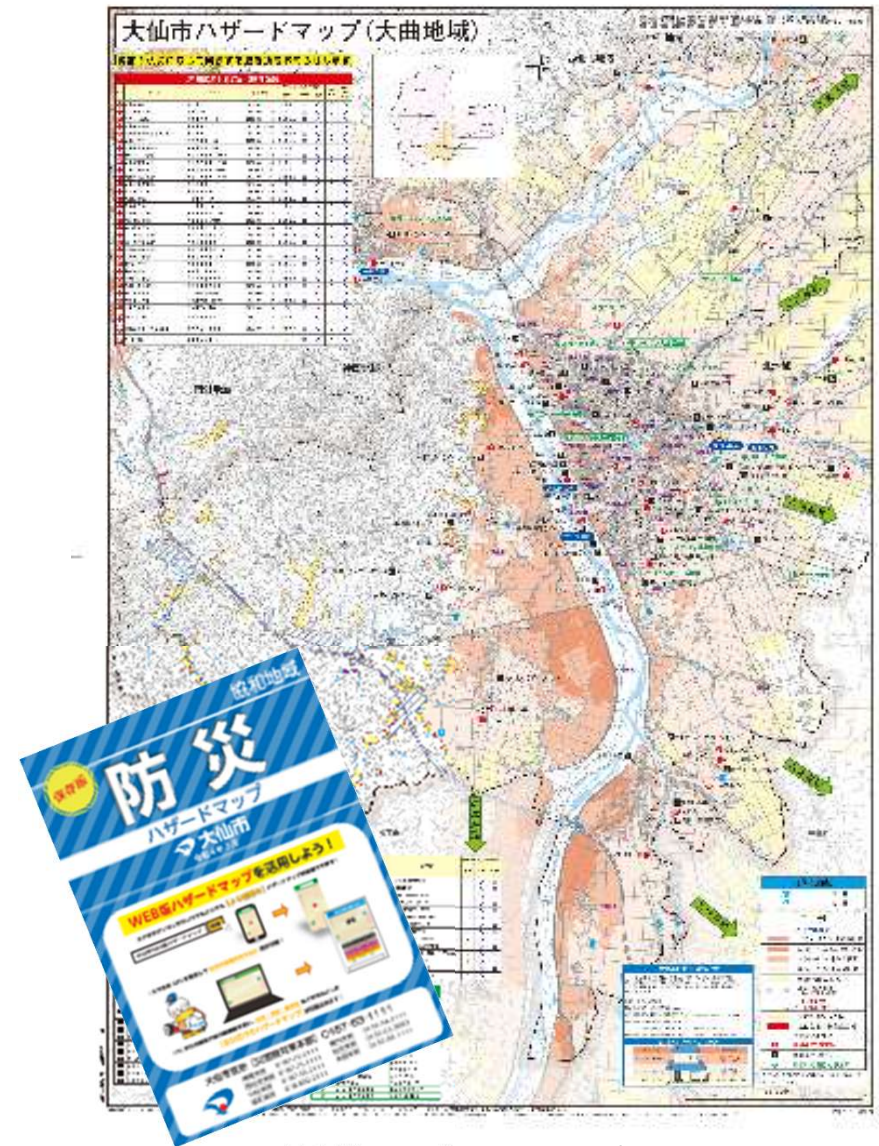


# 地区防災マップとは

## ■地区防災マップとは

皆さんの住む町内や集落で、災害時に役立つ施設や危険な場所を書き込んだ地図が「地区防災マップ」です。

2022（令和4）年3月に大仙市で作成し、配布した各地域版のハザードマップに掲載している河川の浸水想定や避難場所・指定避難所だけでなく、避難の際に集合する場所、消火栓・防火水槽の位置、避難経路、危険箇所などの情報を自主防災組織の皆さんで意見を出し合いながら作成することで、情報を共有することができます。また、このときの意見交換は災害時の命を守る行動に必ず役立ちます。地区の状況を一番良く知る皆さんが情報や意見を出し合い、共に助けあい「逃げ遅れゼロ」を実現するためにオリジナルの「地区防災マップ」を作成しましょう。



地域版ハザードマップ（大曲）

# 手順① 事前準備

## ■用意する物

- 各地域版のハザードマップ  
(令和4年3月作成)
- 作成の元となる地図  
(右図のとおり。市で提供)
- 作成のマニュアル(本書)
- 付せん、円形シール、のり、筆記具、など



各文房具

## 【作業のイメージ】



作成の元となる白地図(最大A2サイズで印刷します)



浸水想定を着色した地図(最大A2サイズで印刷します)

# 手順② 事前準備

## ■マップは地域全体で作る

マップの作成は、地域の皆さんで集まって行いましょう。組織の役員のみで作るのではなく、小・中学生等の若い世代も交えて、幅広い世代の意見を採り入れましょう。

「逃げ遅れゼロ」を実現するためには、地区防災マップの作成と同じくらい「地域の避難体制」が重要になります。

集合場所や避難経路、自力での避難が難しい高齢者の安否確認など、避難時に特に重要となる情報を話し合い、地域で共有しましょう。

### 【話し合う内容の例】

- 過去の災害発生箇所や危険箇所
- 緊急時の集合場所の決定
- 安否情報の連絡体制
- 避難行動要支援者の避難支援(誰が誰を助けるか)など

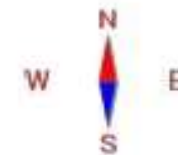




# 手順④ 地区防災マップの作成

## ■一時避難場所（集合場所）の決定

- ◆実際に避難する際は、地区の皆さんで一度集まり、逃げ遅れた人がいないか確認してから避難所に避難します。その際に集まる一時避難場所（集合場所）を決めてください。
- ◆公園や地区の会合で利用する会館など、地区の誰もが知っている場所や、通い慣れた道を選ぶとスムーズな避難に繋がります。  
※地区内に避難所がある場合は、直接避難所に避難しても構いません。

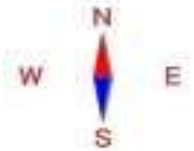


A町の例：集合場所を設定し、印として緑色の円形シールを貼り付けました。

# 手順⑤ 地区防災マップの作成

## ■危険になる場所を確認

◆地域の危険箇所について皆さんで意見を出し合い、地図に記入します。過去に起こった災害の実例を話し合うと、イメージがしやすくなります。この意見交換が発災時の命を守る行動に結び付きます。積極的に意見交換しましょう。



危険な空き家

古いブロック塀

内水氾濫

狭い道・林道  
(倒木の恐れ有り)

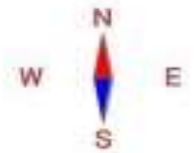
### 【危険箇所の例】

- 浸水の危険がある低地
- 過去に災害があった場所
- 増水すると危険な水路や側溝
- 崩れそうな急傾斜地、ガケ地
- 危険な建物や空き家
- 崩れそうな古いブロック塀
- 狭い道、袋小路、暗い道路
- ため池 など

# 手順⑥ 地区防災マップの作成

## ■災害時に役立つ施設を確認

◆防災施設や災害時に役立つ施設について、皆さんで意見を出し合い、地図に記入していきます。



# 手順⑦ 地区防災マップの作成

## ■避難行動要支援者名簿の確認

◆自治会名簿や自主防災組織名簿等を参考に、避難時に他の人の助けが必要な世帯を話し合います。この時、自力で避難することが困難な高齢者や障害者の逃げ遅れが無いように「誰が誰を助けに行くのか」について話し合しましょう。

車イス利用者

高齢者一人世帯

内水氾濫

※「避難行動要支援者名簿」を大仙市社会福祉課で作成しておりますので、ご参考にしてください。

# 手順⑧ 地区防災マップの作成

## ■避難経路と班編成

◆「一次避難場所」から「避難所」までの避難経路を設定します。  
 一時避難所への避難は、班単位で行うことを推奨します。「地域で結成済みの班」「町内会の集金区域」「同じゴミ集積所を使っている範囲」などで避難班を作り、班ごとの集合場所に集まって、逃げ遅れた人がいないか確認してから避難しましょう。



※班単位で地域を色分けし、各班の集合場所を記入しました。  
 避難経路は各班の  
一時避難場所 (集合場所)  
 →避難所  
 となるように記載しています。

凡例			
	避難所(屋内)		地域境界線
	避難所(屋外)		古いブロック塀
	一時避難所		避難経路
	消火栓		1班
	AED設置施設		2班
	医療機関		3班
	災害時応援協定締結事業所		4班
	過去の浸水被害箇所		5班
	危険箇所		6班
	要支援者等		

# 手順⑨ 地区防災マップの作成

## ■防災関連情報の掲載

地図の余白部分に、「災害に関する情報」や「連絡網」「地区の約束ごと」などを掲載することで、災害時により実践的なマップとなるほか、日頃からの防災意識の啓蒙に繋がります。  
掲載する情報は下記のとおり市で用意していますので、必要な情報をピックアップして掲載します。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>□災害時の情報伝達</li> <li>□災害用伝言ダイヤル</li> <li>□警戒レベル</li> <li>□火災警報器の設置</li> <li>□氾濫の種類</li> <li>□河川の危険水位と洪水予報</li> <li>□水害時の避難行動のポイント、危険な場所</li> <li>□地震発生時の時間経過別行動マニュアル</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□地震発生時の行動（屋内・屋外）</li> <li>□土砂災害の種類</li> <li>□土砂災害の警戒区域</li> <li>□土砂災害時の避難行動のポイント</li> <li>□避難行動判定フロー</li> <li>□家族・自治会の集合場所（メモ）</li> <li>□備蓄品、非常持ち出し品</li> </ul> |
|--|--|

## 【掲載する情報のイメージ】

### 警戒レベル

**！ 警戒レベルについて**

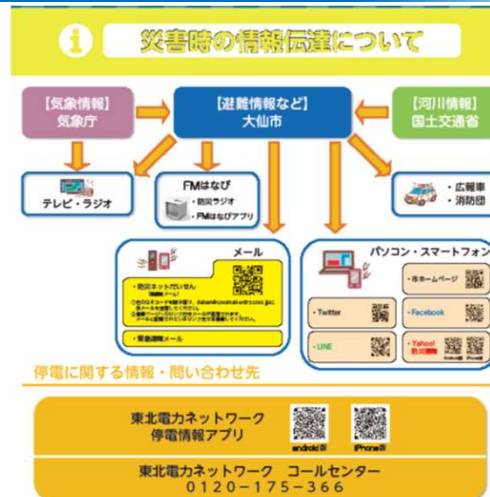
行政機関から提供される警戒レベルについて確認しましょう。

□発令される避難情報等、国や都道府県から提供される防災気象情報には、以下のものがあります。<sup>※1</sup>

警戒レベル	状況	住民に求める行動	避難情報等	防災気象情報
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 <sup>※2</sup> 市が発令	大雨特別警報 氾濫発生情報
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;</b>				
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 市が発令	土砂災害 警戒情報 氾濫危険情報
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難 <sup>※3</sup>	高齢者等避難 市が発令	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 気象庁が発令	
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 気象庁が発令	

※1 必ずしもこの順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。  
※2 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベルは必ず発令されるものではありません。

### 災害時の除法伝達



### 備蓄品、非常持ち出し品

**！ 備蓄品および非常持ち出し品**

避難するとき最初に持ち出すのが非常持ち出し品。災害発生から避難が収まるまでの数日間、自給自足するための物資が「備蓄品」です。以下は一冊です。とくに非常持ち出し品は、持って逃げられるようにしよう。(男性15kg 女性10kgが目安)

**非常持ち出し品** ●とここの場合に持ち出せるようにリュックサックにつめておきたい

<p><b>食料品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾菜、缶詰、非常食、非常食、非常食</li> <li>・缶詰、缶詰、非常食、非常食</li> <li>・缶詰、缶詰、非常食、非常食</li> <li>・缶詰、缶詰、非常食、非常食</li> <li>・缶詰、缶詰、非常食、非常食</li> </ul>	<p><b>日用品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懐中電灯、非常食、非常食</li> <li>・懐中電灯、非常食、非常食</li> <li>・懐中電灯、非常食、非常食</li> <li>・懐中電灯、非常食、非常食</li> <li>・懐中電灯、非常食、非常食</li> </ul>	<p><b>非常食など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常食、非常食、非常食</li> <li>・非常食、非常食、非常食</li> <li>・非常食、非常食、非常食</li> <li>・非常食、非常食、非常食</li> <li>・非常食、非常食、非常食</li> </ul>
--	---	--

**備蓄品** ●少なくとも3日(できれば1週間)は自力で生活できるように準備

<p>・食料、お水、お水</p> <p>・食料、お水、お水、非常食、非常食</p> <p>・食料、お水、お水、非常食、非常食</p> <p>・食料、お水、お水、非常食、非常食</p> <p>・食料、お水、お水、非常食、非常食</p>	<p>・防災用品、非常食、非常食</p> <p>・防災用品、非常食、非常食</p> <p>・防災用品、非常食、非常食</p> <p>・防災用品、非常食、非常食</p> <p>・防災用品、非常食、非常食</p>
--	--

# 手順⑩ 地区防災マップの作成

## 【A町の作成例】



# 手順① 印刷、補助金申請

## ■印刷、補助金申請の流れ

【印刷及び補助金申請の流れは次の①～③のとおりです。】

①作成した防災マップを持参して総合防災課または各支所市民サービス課へおいでください。防災マップの内容を確認します。また、補助金の申請方法についてご説明します。

②印刷は自主防災組織から任意の印刷業者に直接依頼していただきます（次ページ参考）。印刷業者と印刷枚数や費用、デザイン等の調整を行ってください。  
※印刷業者への元地図やマップの周りに掲載する防災情報のデータ提供は市が行います。

③印刷作業に入る前に、「補助金申請書」「見積書」「完成マップのサンプル」「印鑑」を持参して総合防災課へおいでください。

# 手順⑫ 印刷、補助金申請

## 【参考情報】大仙市内の印刷業者

市に業者登録されている又はタウンページ（2026年3月末時点）の印刷業務に掲載されている業者のうち、地区防災マップの印刷が可能な業者は下表のとおりです。なお、掲載以外の業者でも印刷可能な場合がありますので、詳しくは所望の業者に直接ご確認ください。

業者名	住所	問い合わせ先
(株)販促	大曲福見町7-67-16	0187-63-0654
(株)仙北印刷所	大曲栄町10-23	0187-63-2121
(株)三森印刷	福田町12-29	0187-62-0433
大曲タイプ社	大曲栄町13-64-8	0187-62-0197
(株)秋田精巧堂(前田デザイン事務所)	大曲丸の内町3-5	0187-62-2340
高橋印刷所	大曲黒瀬町6-29	0187-62-0135
(株)アチカ 大仙支社	大曲日の出町1-6-12	0187-63-8491
謄写堂印刷	大曲花園町21-20	0187-62-1389
(株)秋田情報企画	大曲若葉町4-62	0187-63-2322

# ●「大仙市自主防災組織等育成事業補助金」制度の概要 ～地区防災マップの作成費～

## ■補助額

地区防災マップ作成に係る経費（税抜き）を全額を補助（上限2万円）します。

なお、申請は3年度につき1回までとなります。（ただし、避難所、ハザードマップの更新等があった場合はこの限りではありません。）

## ■対象経費

- 消耗品（筆記用具、用紙、付せん紙など）
- 使用料（会場使用料など）
- 印刷製本費（地区防災マップの印刷製本費）
- その他、有効なものとして市長が認める費用

※「消費税」「送料」「振り込み手数料」等の別途発生する費用は補助対象外です。

※補助金の額に100円未満の端数が生じるときは、切り捨てとなります。

## ■注意事項

- ①作成した地区防災マップは、総合防災課または各支所市民サービス課へ提出してください。
- ②「消費税」「送料」「振り込み手数料」「運搬料」等の別途発生する費用は補助対象になりません。

# ● 訓練の実施

## ■ 地区防災マップの理解度を高める

地区防災マップをもとにして避難訓練を実施し気付いたことなどを話し合い、防災マップの理解度を高めましょう。（訓練に要した経費は市の補助制度が活用できます。）

なお、地区防災マップの作成経費の補助は3年度に1回までです。作成費補助を受けてから2～3年後には内容を見直して更新することが可能になります。

## ■ 総合訓練活動費の補助制度について

### ◎ 対象となる訓練

情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練、給水訓練、図上訓練、防災機資材の整備、災害備蓄品の整備、防災機資材等の訓練・点検  
防災啓発活動（講演会や防災広報活動等） など

### ◎ 補助金の額

2万円を限度として、活動費の全額

